

定期積金

平成 31 年 4 月 1 日 現在

商品名 (愛称)	・定期積金 (スーパー積金)
販売対象	・個人、法人
期間	・1年以上5年以下 (1年、2年、3年、4年、5年)
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います
利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
税金	・個人の利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 (平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。) (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・法人は総合課税となります
手数料	—
付加できる 特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
金利情報の入手 方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他 参考と なる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその給付補填金が保護されます)